

## 要 望 書

私たち日本バプテスト連盟は去る7月、橋本首相が「内閣総理大臣」と記帳して靖国神社に参拝を強行したことに関して、抗議の意志を明らかにして参りました。

1985年8月15日、時の中曾根首相が靖国神社参拝を行い、アジア諸国とりわけ、我が国が軍靴で蹂躪した韓国・朝鮮、中国などの人々から、歴史に根差す痛苦に満ちた抗議の声が起き上がったことを私たちは忘れていません。

靖国神社参拝に関しては、すでに1992年8月「大阪靖国訴訟」高等裁判所判決において「中曾根首相の公式参拝は違憲の疑いがある」との判決が出されています。

にもかかわらず、橋本首相は靖国神社参拝を強行し、今回も、A級戦犯を合祀する靖国神社に首相が参拝したことにアジア諸国から抗議の声がわき起きました。

私たちは我が国が、アジア・太平洋戦争は申すまでもなく、台湾、韓国・朝鮮を植民地とし、神社を中心として「皇国臣民」政策をアジアの人々に強要した歴史を決して忘れてはならないと考えています。

私たち日本バプテスト連盟は、1991年9月「岩手公式参拝訴訟最高裁判決確定にあたって」声明を明らかにし、仙台高等裁判所判決における「天皇・首相の公式参拝は憲法の禁止する宗教活動にあたり、玉串料の支出は政教分離原則に反する」という違憲判決が確定されたことを高く評価してまいりました。

今回また最高裁判所が「愛媛玉串料公費支出違憲訴訟」に関し、大法廷回付という決断を下されたことに敬意を表するとともに、1982年白石当時愛媛県知事を被告として、10名の原告が「国民の信教の自由、政教分離の原則を叫び、訴え、斯くて国民の永遠の平和への道を確実に築き挙げて行こう」という崇高な使命のもと裁判を提起した願いを是非、憲法に照らし併せて、聞き入れて頂きたいと考えるものであります。

私たち日本バプテスト連盟は最高裁判所が、「愛媛玉串料公費支出違憲訴訟」判決において、改めて「違憲判決」を確定させることにより、我が国の憲法が定める「政教分離原則」「信教の自由」の理念を、堅持されることを切に要望するものであります。

1996年11月15日

日本バプテスト連盟第46回総会

最高裁判所長官 三好 達 様